**レクチャー項目**

2018年9月3日

日本共産党岡山県議団

日本共産党倉敷市議団

1. 災害救助法関係

①被災者への情報伝達と見守り体制の強化について。

みなし仮設住宅に入居決定は2,771世帯（8月31日現在）になっているが、在宅避難者も含め、多くの人が情報が伝わらないと不安を訴えている。孤独死、関連死を起こさせない為に、在宅避難者、みなし仮設住宅入居者への正確が迅速な情報伝達と専門家による見守りを頻繁に行う必要があると考えるが、見解をお示し頂きたい。

また、他県で参考になる取り組みがあれば紹介頂きたい。

②仮設住宅について

8月22日のレクチャーで、みなし仮設に入居しても「高齢者、障害者等のバリアフリーの問題、大人数世帯の場合など、やむを得ないケースでは仮設への移動は認めている」との見解を示されたが、岡山県は、「移動は不可能」と言っている。国から、通知を出して県に働きかけて頂きたい。

1. 医療費の自己負担等について

医療費及び介護利用料の自己負担の無料化の期間延長について、厚生労働省として財政的支援を行うとされているが、その旨を自治体に通知して頂きたい。

1. 建物の公費解体について

8月22日のレクチャーでは、「構造上問題がない場合、構造上独立している場合などは、その部分を残しての解体も補助対象としている」との見解が示されたが、その旨を自治体に徹底して頂きたい。

1. 宅地内の土砂撤去の件について

「宅地内の土砂撤去は家屋被害のありようとは無関係に（床下浸水だろうと）、すべて公費でおこなわれる。諸経費全体の国が２分の１、残る２分の１も特別交付税でその95%を国がみるから、市町の負担は全体の2.5%。」

以上は、8/30日の広島県の交渉で示された点だが、その撤去する土砂の範囲についてお聞きしたい。

単に宅地に流れ込んだ土砂だけでなく、原因となる隣接地の崩れた土砂の撤去を行わないと2次被害が想定される。その土砂撤去についても対象になるのか、伺いたい。

1. 農業支援について、

自己負担なしで、農業の再開が出来るように、支援の充実が出来ないか。

1. 小田川決壊に関して

* 越水の原因について、専門的知見に基づく検証を行う「検証委員会」を設置すべきと思うが如何か。
* その際住民の説明会や意見を聞く機会を設けてはどうか。
* 小田川決壊に関して次の字句の説明をしていただきたい。

・「背水」と「バックウォーター」のそれぞれの意味と相違

1. 自治体の職員は、日常業務をこなしながら、被災者支援、復旧・復興に全力を尽くしている。他市からの支援ももらっているが、国として更なる人的支援を行う必要があると考えるが、如何か。
2. 生活保護世帯の義援金の取り扱いについて。

倉敷市玉島社会福祉事務所で、生活保護世帯の被災者への義援金について、使い途を提出を求め、余れば返還を求められた事案が起きている。

これは、明らかに誤りではないか。適切な取り扱いが行われるように、徹底すべきではないか。

1. 住宅の応急修理の申請実務の簡素化について

* 応急修理の申請の際、「柱一本ずつの見積もりを出せ」とか「工事中の写真を詳細に貼り付けろ」と言われる。災害対応の業者不足・人手不足の中、業者には苦痛の負担になっている。工事の規模・内容を類型化して金額を決め、その範囲なら認めるとか、簡素化は検討できないか。
* 応急修理に関しての「国の要綱」を教えていただきたい。
* 自治体独自で「上乗せ」「横出し」をしている所があれば、教えていただきたい。

以上